

## 松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を利用する者の乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故の被害を軽減するため、予算の範囲内において松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象ヘルメット)

第2条 補助金の交付の対象となる乗車用ヘルメット（以下「補助対象ヘルメット」という。）は、自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品のもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証を受けたことを示すSGマークが表示されたもの
- (2) 前号に類する安全基準に関する認証等を受けたことを示すマークが表示されたものうち、町長が認めるもの

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象ヘルメットを購入した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 町税等（松伏町税条例（昭和30年松伏領村条例第11号）に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに松伏町国民健康保険税条例（昭和30年松伏領村条例第18号）に規定する国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

2 補助対象者が当該補助対象者以外の者に着用させる補助対象ヘルメットを購入したときは、当該補助対象者と同一の世帯に属する者に着用させる場合に限り、補助金の交付の対象とするものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ヘルメット1個の購入に要した費用（当該補助対象ヘルメットの配送に係る費用を除く。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、2,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象ヘルメットを着用する者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象ヘルメットを購入した日から起算して90日を経過した日又は購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した補助対象ヘルメットの単価及び数量が記載された領収書（申請者の氏

名が記載されたものに限る。)の写し

(2) 購入した補助対象ヘルメットが第2条第1号又は第2号のいずれかに該当するものであることが分かるもの

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行し、同日以後に購入した補助対象ヘルメットについて適用する。

様式第1号（第6条関係）

松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

松伏町長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付申請に当たり、住民登録情報及び町税等の納付状況を町が確認することに同意します。

記

補助対象ヘルメットを着用する者	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年	月	日				
購入した補助対象ヘルメット	購入日							
	メーカー							
	品名							
	購入金額	円						
	交付申請額（請求額）	円 ※ 上限額＝購入金額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、当該端数切り捨て）又は2,000円のいずれか低い額						
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 支店						
	口座番号	普通・当座						
	フリガナ							
	口座名義人							

- 添付書類
- (1) 購入した補助対象ヘルメットの単価及び数量が記載された領収書（申請者の氏名が記載されたものに限る。）の写し
  - (2) SGマーク等の安全基準に関する認証等を受けたものであることが分かるもの
  - (3) 振込先口座の通帳等の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書

様

松伏町長 印

年 月 日付けで申請のあった松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、松伏町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 交付する。

決定金額 金 円

2. 交付しない。

理由